

1 議案第14号 宇治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

(1) 改正の概要

保育施設の送迎バスでの園児死亡の事例など重大事故を踏まえ、「児童の安全の確保」に関する事項の明確化に加え、感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組を徹底する観点から、感染症流行時等の業務継続のための計画策定等に関する事項を国の定める運営基準として位置付けるため、厚生労働省令（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準）が一部改正され、それに伴い所要の改正を行うもの。

(2) 主な改正の内容

**第6条の2** 安全計画の策定等〈新規〉（令和5年度努力義務、令和6年度以降義務）

①安全計画の策定

児童の安全の確保を図るため、「設備の安全点検」「職員、児童等に対する安全に関する指導」「職員の研修及び訓練」「その他安全に関する事項」についての計画を策定し、必要な措置を講ずる

②職員に対する安全計画の周知、研修及び訓練の定期的な実施

③保護者に対する安全計画の周知

④安全計画の定期的な見直し

**第6条の3** 自動車を運行する場合の児童の所在確認〈新規〉（義務）

児童の乗車・降車の際に点呼・その他児童の所在を確実に把握できる方法での確認

**第12条の2** 業務継続計画の策定等〈新規〉（努力義務）

①業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、児童に対する支援の提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講ずる

②職員に対する業務継続計画の周知、研修及び訓練の定期的な実施

③業務継続計画の定期的な見直し

**第13条第2項** 衛生管理等〈修正・内容の具体化〉（努力義務）

職員に対する感染症・食中毒の予防、まん延防止のための研修・訓練の定期的な実施

(3) 施行期日

令和5年4月1日

(4) 今後の取組

- ・ 育成学級における安全計画の早期策定・業務継続計画の検討
- ・ 事業者に対し、安全計画等の報告を求める

2 議案第15号 宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

(1) 改正の概要

保育施設の送迎バスでの園児死亡事例など重大事故を踏まえ「児童の安全の確保」に関する事項の明確化に加え、児童福祉施設等で児童の安全の確保に係る具体の基準となる計画等の策定について厚生労働省令（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）が一部改正されたこと、児童の権利利益を保護する観点から、懲戒権に係る規定の見直しと児童の監護及び教育において児童の人格を尊重する義務を定めるため、民法等の一部が改正されたことなどに伴い所要の改正を行うもの。

(2) 主な改正の内容

**第7条の2** 安全計画の策定等〈新規〉（義務）

①安全計画の策定

乳幼児の安全の確保を図るため、「設備の安全点検」「職員、乳幼児等に対する安全に関する指導」「職員の研修及び訓練」「その他安全に関する事項」についての計画を策定し、必要な措置を講ずる

②職員に対する安全計画の周知、研修及び訓練の定期的な実施

③保護者に対する安全計画の周知

④安全計画の定期的な見直し

**第7条の3** 自動車を運行する場合の所在の確認〈新規〉（義務）

①乳幼児の乗車・降車の際に点呼、その他乳幼児の所在を確実に把握できる方法での確認

②乳幼児の送迎を目的とした自動車への見落としを防止する装置の設置（設置等が困難な事情があるときは、令和6年3月31日まで猶予する経過措置あり）

**第10条** 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準

〈修正〉

保育に支障のない場合に限り、他の社会福祉施設を併設する際に特有の設備・専従の人員についても共用可能

**第13条** 懲戒に係る権限の濫用禁止《削除》

民法等の一部改正により「児童を懲戒することができる」とする規定が削除されたことから、家庭的保育事業者等についての懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除

**第14条第2項** 衛生管理等《修正・内容の具体化》（努力義務）

職員に対する感染症・食中毒の予防、まん延防止のための研修・訓練の定期的な実施

(3) 施行期日

令和5年4月1日（第13条の規定については公布の日）

(4) 今後の取組

- ・家庭的保育事業等における安全計画の早期策定
- ・事業者に対し、安全計画等の報告を求める

3 議案第16号 宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて

(1) 改正の概要

児童の権利利益を保護する観点から、懲戒権に係る規定の見直しと児童の監護及び教育において児童の人格を尊重する義務を定めるため、民法等の一部が改正されたこと、及びこども家庭庁設置法の施行に伴い児童福祉法その他の関係法律について、こども家庭庁長官の権限を定める等関係規定の整備が行われたことに伴い所要の改正を行うもの。

(2) 主な改正の内容

**第26条** 懲戒に係る権限の濫用禁止《削除》

民法等の一部改正により「児童を懲戒することができる」とする規定が削除されたことから、特定教育・保育施設等の管理者についての懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除

(3) 施行期日

令和5年4月1日（第26条の規定については公布の日）